

保護者各位

聴覚支援学校長

新型コロナウイルス緊急特別対策に伴う教育活動について

若葉の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じての教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、県内では新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生するなど、感染状況が「ステージⅢ」と判断され緊急特別対策をとることが示されました。そのことを受け、令和3年5月7日付けで県教育委員会から「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応を“レベル2”に引き上げ、感染症対策を一層徹底するよう通知がありました。

そこで、本校では、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.4.28 Ver.6）」を基に、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底した上で、下記のこと留意して、安全に教育活動を推進してまいります。

つきましては、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

なお、ご家庭におかれましても、新型コロナウイルス感染症対策を徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象期間 令和3年5月8日（土）から同月31日（月）まで
（福島県新型コロナウイルス緊急特別対策期間）

2 対象期間における対応

- (1) 感染リスクの高い学習活動については、停止します。
- (2) 教職員及び幼児児童生徒は、県外への不要不急の往来を自粛します。
- (3) 宿泊を伴う学校行事等は停止します。
- (4) 部活動については、感染リスクの高い活動を除いて実施します。
- (5) 各種大会への参加は保護者の承諾を得た上で参加し、他校との練習試合や合同練習会には参加しません。
- (6) 検温や体調管理シートによる健康観察を徹底します。
- (7) 本人はもとより、幼児児童生徒の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合も、出席停止の措置をとります。
- (8) 給食については、対面しない、会話を控える、換気を強化する等を徹底します。
- (9) 感染者や濃厚接触者、その家族等について、SNS等において憶測等による誹謗中傷につながる発信をしないことなど、差別偏見防止のための指導を徹底します。

3 各学部での対応

【幼小学部】

- (1) 5月22日（土）に予定していた「幼小学部運動会」については、感染症予防対策を講じて実施します。
- (2) この期間の交流及び共同学習（居住地園交流、大槻小クラブ活動）については、不特定者との接触の機会を減らすため停止します。
- (3) 個別懇談については、感染症予防対策を徹底して実施します。なお、期日の変更を希望する場合は学級担任へご相談ください。

【中学部・高等部】

- (1) 部活動については、感染症予防対策（マスク着用と手指消毒、換気等）を徹底して通常どおり実施します。この期間の各種大会への参加は可能としますが、他校との練習試合や合同練習会は停止します。また、各種大会への移動については、感染予防対策を徹底します。そして、各種大会の参加に当たっては、各競技団体並びに各大会主催者より示された感染症対策を徹底します。
- (2) 各種行事（集会、交通安全教室等）については、感染症対策を徹底して実施します。
- (3) 個別懇談については、感染症予防対策を徹底して実施します。なお、期日の変更を希望する場合は、学級担任へご相談ください。

【寄宿舎】

- (1) 寄宿舎での行事及び舎生会の集会等は、この期間停止します。
- (2) 寄宿舎生について、帰省時に同居する家族に発熱等の症状が見られる場合、帰舎せずに家庭での健康観察をお願いします。
- (3) 生徒が帰舎後、家族に発熱等の症状が見られた場合は、判明した時点で学校へ連絡をいただきますようお願いいたします。お迎え等の対応を学校で検討した後、保護者に連絡を差し上げます。
- (4) 帰舎及び帰省方法については、できるだけ感染リスクのある交通手段を避け、感染症対策を徹底して帰舎及び帰省できるようにお願いします。

4 ご家庭へのお願い

- (1) 幼児児童生徒及びご家族がPCR検査を受けることが決定した場合、また受けた場合は、速やかに学校に連絡してください。
- (2) 幼児児童生徒の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合には、速やかに学校へ連絡してください。
- (3) 幼児児童生徒及びご家族の体調が優れない場合は、学校に連絡していただき、通院や静養する等、体調の回復に努めてください。
- (4) 通学については、できるだけ感染リスクのある交通手段を避け、感染症対策を徹底して通学できるようにお願いします。